

ID: 415

担当部署: 上下水道部 水道工務課

処分の概要	指定工事業者の指定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市指定給水装置工事事業者に関する規程 第5条		
例 規 番 号	平成10年水道事業管理規程第2号		
【根拠条文】 (指定の基準) 第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。 (2) 次に定める機械器具を有する者であること。 ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 破産者で復権を得ないもの イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ウ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの カ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない者 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日